

令和4年2月1日

保護者様

福岡市教育委員会
下山門中 学校長

児童生徒が濃厚接触者になった場合等の出席の取扱いの変更について

日頃から、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みに、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。

児童生徒が濃厚接触者になった場合等の出席の取扱いについて、国の方針を踏まえ、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 出席の取扱いについて

(1) 児童生徒が濃厚接触者となった場合の出席の取扱い

	出席の取扱い
変更前 (～1/30)	感染した人と接触をした日の翌日から10日間を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、10日間は出席停止
変更後 (1/31～)	感染した人と接触をした日の翌日から7日間を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止

(2) 学校や習い事、勤務先などで感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、保健所の指示により児童生徒本人が検査をする場合の出席の取扱い

	出席の取扱い
変更前 (～1/30)	感染者と接触をした日の翌日から7日間を出席停止とする ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止
変更後 (1/31～)	検査を受けることとなった時から、検査結果（陰性）が判明するまで、出席停止とする

(3) (1) (2) 以外の場合の出席の取扱い

変更ありません

(別紙の「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」をご確認ください)

2 学級閉鎖や休校の取扱いについて

変更ありません

(別紙の「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」をご確認ください)